

企業向け お役立ち資料

技人国の実態調査 対策ガイド

第2次出入国在留管理基本計画（2026年7月公表）を踏まえた
技術・人文知識・国際業務の是正6ステップと自社チェックリスト

行政書士法人タッチ 2026年9月版

監修：代表社員 湯田一輝（行政書士）



この資料でわかること



入管が技人国の「現場業務」をどう見ているか

2026年7月公表の第2次出入国在留管理基本計画で、入管が現状の課題と今後の方針として明記した内容を、原文とともに整理しています。



実態調査で判明した場合に企業が負うリスク

本人の不許可・取消しに加え、企業側の不法就労助長罪。2027年4月1日からの厳罰化の内容も掲載しています。



自社の状況を確認し、是正を進める手順

10項目のセルフチェックと、棚卸しから在留資格変更申請までの6ステップ、逆算スケジュールをまとめています。

対象となる企業

- 技人国で外国人を雇用している
- 派遣で技人国の外国人を受け入れている
- 技人国社員が現場業務に関わる場面がある
- 特定技能への切替えを検討している

基本計画が名指しした「技人国の現場業務」

出入国在留管理基本計画は、入管法第61条の9に基づき法務大臣が定める、今後およそ5年間の入管行政の方針書です。2019年4月の第1次から7年ぶりに改定され、技人国について「現状の課題」と「今後の方針」が明記されました。

1 現場業務の従事を「不適切な事案」と明記

専門的な技術や知識を要しない現場業務等に従事する事案が確認されており、対応が必要であると記載（本文p.21）

2 事業所への実態調査を強化

書類審査に加え、「事業所に対する実態調査といった直接的な情報収集手段の強化」を行う（本文p.22）

3 受入れ機関に対する措置

受入れ機関において外国人が本来行うべき活動に従事することを確保する方策に関し、必要な措置を講じる（本文p.23）

原文（本文p.21）

在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者が、当該在留資格の活動内容に該当しない、専門的な技術や知識を要しない現場業務等に従事するといった事案も確認されており、こうした不適切な事案への対応が必要となっている。

出典：法務省「第2次出入国在留管理基本計画」（2026年7月） <https://www.moj.go.jp/isa/content/001467575.pdf>

入管がこれから行うこと（本文p.22～23）

項目	計画の記載	企業にとっての意味
実態調査	事業所に対する実態調査といった直接的な情報収集手段の強化	申請書類の整合だけでなく、会社で実際に何をしているかが見られる
受入れ機関への措置	所属している者の活動の把握や責任・指導の在り方も含め、受入れ機関において外国人が本来行うべき活動に従事することを確保する方策に関し、必要な措置を講じる	社員の活動を把握・指導する責任が企業側に求められる。実態調査や運用改善は企業を対象に動く
審査運用	従事可能な業務範囲に係る案内の充実を含めた在留審査等の運用改善。違法行為を行った者への在留審査の厳格化。必要なら法令上の措置も検討	「前回許可されたから今回も」が通用しにくくなる。違反歴は次回審査に直結

併せて、特定技能も2027年4月から支援委託先が登録支援機関に限定され、登録要件が厳格化されます。技人国から特定技能へ是正する場合、受入体制の整備が前提になります。

現場従事が判明した場合のリスクと、不法就労助長罪の厳罰化

対象	リスク
外国人本人	次回更新の不許可、在留資格の取消し（入管法第22条の4）
企業	資格外活動をさせたとして不法就労助長罪（入管法第73条の2）の対象。法人にも罰金（同第76条の2）

「知らなかった」は通じません

不法就労と知らなかった場合でも、過失があれば処罰を免れません（第73条の2第2項）。在留カードの確認や、在留資格と業務内容の照合を行っていない状態は「過失なし」とは言えません。技人国社員の現場作業は、資格外活動としてこれに該当します。

不法就労助長罪の法定刑引上げ

施行日：2027年4月1日（令和6年法律第60号／令和7年政令第340号）

改正前

3年以下

の懲役

300万円以下

の罰金（併科あり）

改正後

→ **5年以下**

の拘禁刑

500万円以下

の罰金（併科あり）

法人は両罰規定により罰金。基本計画では、不法就労を助長した者の摘発強化と、不法就労助長罪を各業法の欠格事由とする在り方の検討も明記されています。